

○福島県開発審査会条例

昭和四十五年三月二十六日

福島県条例第十七号

福島県開発審査会条例をここに公布する。

福島県開発審査会条例

(趣旨)

第一条 この条例は、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第七十八条第八項の規定により、福島県開発審査会（以下「審査会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(委員の任期)

第二条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第三条 審査会に会長を置き、委員の互選によつてこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第四条 審査会の会議は、会長（会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する委員。以下同じ。）が招集する。

2 審査会の会議は、会長及び三人以上の委員の出席がなければ開くことができない。

3 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(雑則)

第五条 この条例に定めるものを除くほか、審査会の議事その他審査会の運営に関して必要な事項は、会長が審査会にはかつて定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。